福祉会主催行事の運営に関する規約

上甲子園１丁目福祉会（以下、本会という。）が主催する高齢者の集い、バス旅行、小学校入学祝い、小学校卒業祝い、新成人祝い、および米寿祝いの運営基準を以下に定める。

第１章 高齢者の集い

第１条 （実施時期）

高齢者の集いは、特別な事情がない限り、原則として毎年９月１日から１１月３０日までの間の適切な時期に行うものとする。

第２条 （行事内容）

高齢者の集いにおいて実施する行事の内容は、本会会員（以下、会員という。）の意見および要望等を勘案して本会会長（以下、会長という。）または会長から委任を受けた担当責任者が発案し、役員会の決議により決定する。

第３条（参加資格等）

１．高齢者の集いの参加者は、原則として毎年４月１日時点で満６５歳以上の会員を優先する。

２．本規約第４条１項に定める１次募集において本条１項の条件を満たす会員の応募人数が定員に達しない場合、またはその可能性があると会長または担当責任者が判断した場合、満６０歳以上の会員も応募できる２次募集を行うものとする。

第４条（参加者の募集方法）

１．本規約第３条１項に定める１次募集の方法は、原則として町会だより等の文書を回覧して参加者を募集するものとする。

２．本規約第３条２項に定める２次募集の方法は、１次募集の申し込み状況に応じて担当責任者が決定するものとする。

３．高齢者の集いの担当責任者は、応募者の氏名、所属班、電話番号等を記した名簿（以下、応募者名簿という）を作成する。

第５条（贈答品、祝金、謝礼金等）

１．高齢者の集いの応募者名簿に記された会員に贈答品を渡す場合、原則として毎年４月１日時点で満７０歳以上の会員を対象とする。応募者名簿に記されていない会員および応募者名簿に記されているが当日欠席した会員には原則として贈答品を渡さない。

２．本規約第３条１項に該当する会員のうち、本規約第６章に則って満８８歳を迎えた会員に対して米寿の祝金を贈る。米寿の祝金は、高齢者の集いに欠席した会員についても贈るものとする。

３．高齢者の集いで実施する行事に出演協力した個人または団体に対して、本会は別途定める「謝礼の取り扱いに関する規約」に則って商品券または現金等を贈るものとする。

第６条（費用負担等）

１．高齢者の集いに参加した会員に渡す贈答品等の購入費用は、原則として本会が春風社会福祉協議会から受ける助成金を充当するものとする。

２．米寿の祝金については本規約第５章による。

３．高齢者の集いに出演協力した個人または団体に贈る謝礼金は、本会が定める「謝礼の取り扱

いに関する規約」に則って本会の活動費を充当する。

4．本会は、高齢者の集いの内容を充実する目的で、高齢者の集いに参加申し込みをした会員から参加費を徴収することができる。参加費の徴収に当っては会員に過分な負担がかからないよう配慮して徴収対象者と金額を設定するものとし、徴収した参加費は、原則として贈答品等の購入費に充当する。

第７条（高齢者の集いの中止または延期）

会長は、自然災害またはその他の事由により高齢者の集いの実施が困難と判断した時は中止または延期することができる。中止の場合は、その判断時機により徴収した参加費を申し込み者全員に返金するか、または購入済みの贈答品を渡すものとする。

第２章　バス旅行

第８条（実施時期および目的地）

バス旅行の実施時期および目的地は、会長または会長から委任を受けた担当責任者が発案し、役員会の決議により決定する。

第９条　（参加資格および募集方法）

１．バス旅行参加者の１次募集は、町会だより等の文書を回覧して参加者を募る。

２．バス旅行の参加者は会員を優先する。

３．バス旅行の申し込みは１人の会員が複数の会員を代表して行うことができる。

４．１次募集で会員の参加申し込み人数が定員に達しない場合、またはその可能性があると会長または担当責任者が判断した場合、２次募集を行うものとする。

５．前項の２次募集を行う場合、特別措置として会員以外の者（以下、非会員という）の参加申し込みを受け付ける。ただし、非会員の参加申し込みは、会員が代行するか、または会員の申し込みと同時に行うものとし、非会員が単独で参加申し込みすることはできない。

６．非会員が参加申し込みする時は、非会員であることをバス旅行の担当責任者に事前通知しなければならない。

７．バス旅行の担当責任者は、応募者名簿を作成する。

第１０条（費用および代金支払い等）

１．バス旅行に係る費用は、原則としてバスのチャーターに係る費用および旅行保険料等の共益費を本会が負担し、飲食代や入場料等の費用については参加者の負担とする。

２．会員の参加費は、本会が提示する金額とする。

３．非会員の参加費は、会員の参加費に原則として５００円を加えた金額とする。但し、非会員であっても、会員の介護または介添えを目的として参加する場合は、同行者１名に限って本条２項を適用するものとする。

４．バス旅行参加費の支払いは、本会が町会だより等の文書で通知する参加申込受付日時に受付場所において申し込み人数分の費用全額を一括して支払うものとする。

５．本会の受付担当者は、応募者名簿を確認した上で参加費を受領し領収書を発行するものとする。応募者名簿に記載されていない参加希望者の当日申込みを原則として受付けない。

第１１条（キャンセルの取り扱い）

参加費を支払った後に参加をキャンセルする場合は、本会が通知する期限までに本会の会長または担当責任者に連絡しなければならない。キャンセル期限までに連絡がない場合は参加費の返金

を行わない。

第１２条（バス旅行の中止または延期）

会長は、自然災害またはその他の事由によりバス旅行の実施が困難と判断した時は中止または延期することができる。中止の場合は、その判断時機にかかわらず、参加申し込み者に旅行代金の全額を払い戻しする。

第３章　小学校入学祝い

第１３条（入学祝い対象者）

本会が小学校入学祝いの記念品を贈る対象者は、当該年度に小学校入学を迎える会員の子女とする。

第１４条（入学祝いの記念品）

本会が贈る入学祝いの記念品は、一人当たり１,０００円相当の図書券等とし、記念品の詳細は子ども会が別途決定する。

第１５条（入学祝い対象者の調査）

１．本会は、毎年１２月から翌年の２月にかけて入学祝い対象者を把握するために町会だより等の文書を回覧し、回覧文書に記載した期日までに該当する会員が届出用紙に記載した入学祝い対象者の氏名、生年月日、住所、性別、所属班等を登録した名簿を作成する。

２．本会は、本条１項の名簿に登録された対象者に記念品を贈る。

３．本条１項において会員が入学祝い対象者を届出用紙に記載したにもかかわらず、当該届出用紙が何らかの事由で未回収となり本条１項の名簿に登録されなかったことから記念品贈呈の対象外となった場合は、原則として当該事業年度の６月末日までに対象となる会員から別途申告があった場合に限り入学祝い記念品を贈呈する。

第１６条（記念品贈呈の時機）

本規約第１５条２項に該当する対象者に対して本会が記念品を贈る時機は、原則として入学式当日の２週間前から前日までの間の適切な時機とし、本会子ども会の代表または代表から委任を受けた子ども会役員が記念品を贈呈するものとする。

第１７条（記念品購入の原資）

本規約第１３条に定める記念品の購入費は、原則として本会子ども会の活動費を充当する。

第４章　小学校卒業祝い

第１８条（卒業祝い対象者）

本会が小学校卒業祝いの記念品を贈る対象者は、当該年度に小学校を卒業する会員の子女とする。

第１９条（卒業祝いの記念品）

本会が贈る卒業祝いの記念品は、一人当たり１,０００円相当の図書券等とし、記念品の詳細は子ども会が別途決定する。

第２０条（卒業祝い対象者の調査）

１．本会は、毎年１２月から翌年の２月にかけて卒業祝い対象者を把握するために町会だより等の文書を回覧し、本会が通知する期日までに該当する会員が届出用紙に記載した卒業祝い対象者の氏名、生年月日、住所、性別、所属班等を登録した名簿を作成する。

２．本会は、本条１項の名簿に登録された対象者に記念品を贈る。

３．本条１項において会員が卒業祝い対象者を届出用紙に記載したにもかかわらず、当該届出用紙が何らかの事由で未回収となり本条１項の名簿に登録されなかったことから記念品贈呈の対象外となった場合は、原則として当該事業年度の６月末日までに対象となる会員から別途申告があった場合に限り卒業祝い記念品を贈呈するものとする。

第２１条（記念品贈呈の時機）

本規約第２０条２項に該当する対象者に対して本会が記念品を贈る時機は、原則として入学式当日の２週間前から前日までの間の適切な時機とし、本会子ども会の代表または代表から委任を受けた子ども会役員が記念品を贈呈するものとする。

第２２条（記念品購入の原資）

本規約第１９条に定める記念品の購入費は、原則として本会子ども会の活動費を充当する。

第５章　新成人祝い

第２３条（新成人祝いの対象者）

本会が新成人祝いの記念品を贈る対象者は、前年の４月２日から当年の４月１日までの間に２０歳の誕生日を迎える会員の子女で下記要件を満たす者とする。

１．本会の管轄地域内に居住する子女。

２．通学を目的に本会の管轄地域外に居住する子女。

第２４条（新成人祝いの記念品）

本会が贈る新成人祝いの記念品は、一人当たり１,０００円相当の図書券または商品券等とし、記念品の詳細は福祉部が別途決定する。

第２５条（新成人祝い対象者の調査）

１．本会は、毎年１０月から１２月にかけて新成人祝い対象者を把握するために町会だより等の文書を回覧し、本会が通知する期日までに該当する会員が届出用紙に記載した新成人祝い対象者の氏名、生年月日、住所、性別、所属班等を登録した名簿を作成する。

２．本会は、本条１項の名簿に登録された対象者に記念品を贈る。

３．本条１項において会員が新成人祝い対象者を届出用紙に記載したにもかかわらず、当該届出用紙が何らかの事由で未回収となり本条１項の名簿に登録されなかったことから記念品贈呈の対象外となった場合は、原則として当該事業年度の３月末日までに対象となる会員から別途申告があった場合に限り新成人祝い記念品を贈呈するものとする。

第２６条（記念品贈呈の時機）

本会が記念品を贈る時機は、成人の日の２週間前から前日までの間の適切な時機とし、本会の会長または会長から委任を受けた役員または班長が記念品を贈呈するものとする。

第２７条（記念品購入の原資）

本規約第２４条に定める記念品の購入費は、原則として本会福祉部の活動費を充当する。

第６章　米寿祝い

第２８条（米寿祝いの対象者）

本会が米寿の祝い金を贈る対象者は、前年の４月２日から当年の４月１日までの間に米寿を迎える会員とする。

第２９条（米寿の祝い金）

本会が贈る米寿の祝い金は、一人当たり５,０００円とする。

第３０条（米寿祝い対象者の調査）

１．本会は、毎年８月末までに本会独自に調査を行うか、または本会の地域を管轄する民生児童委員等から米寿祝いの対象となる会員の情報提供を受け、米寿祝いの対象となる会員の名簿を作成する。

２．本会は、本条１項の名簿に記された会員に祝い金を贈る。

３．本条１項において、調査の手違いから名簿に登録されなかった米寿記念品贈呈の対象外となった会員については、原則として当該事業年度の３月末日までに対象となる会員または同居家族から申告があった場合に限り米寿の祝い金を贈るものとする。

第３１条（祝い金贈呈の時機）

本会が米寿の祝い金を贈る時機は、原則として本規約第１章に定める高齢者の集い開催日とし、本会の会長または会長から委任を受けた役員が祝い金を贈るものとする。

第３２条（祝い金の原資）

本規約第２３条に定める米寿の祝い金は、原則として本会の活動費を充当する。

第７章　附則

本規約の第１章から第６章に定める本会主催行事の実施について、本会会長は行事を実施するために必要な担当役員または資金のいずれか一方の確保が難しいと判断した場合は、役員会の検討結果を踏まえて当該行事の中止または廃止を決定することができる。

2017 年 12 月制定

2022 年 12 月改定